出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案（閣法第五一号）審査報告書
住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）審査報告書

人事異動

内閣

（内閣府大臣官房政策評価審議官）内閣府事務官　山崎日出男
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房公文書管理検討室長を免ずる（七月六日）
（内閣府定住外国人施策推進室長）内閣府事務官　岡田　太造
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣府大臣官房政策評価審議官）同　武川　光夫
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房公文書管理検討室長を命ずる
（内閣府大臣官房政府広報室長）同　齋藤　敦
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣広報室））に併任する
（内閣府定住外国人施策推進室長）同　齋藤　敦
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣府大臣官房政府広報室長）同　阪本　和道
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣広報室））の併任を解除する
（内閣府大臣官房）同　久津摩敏生
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（同）同　岡本　信一
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房公文書管理検討室参事官を命ずる
（内閣府大臣官房参事官（政府広報室担当））同　久保田　治
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に併任する
（内閣府大臣官房）同　渡邉　清
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（同）同　中田　昌和
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房公文書管理検討室参事官を免ずる
（内閣府大臣官房参事官（政府広報室担当））同　幸田　徳之
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））の併任を解除する（以上七月七日）

内閣府

（経済社会総合研究所上席主任研究官）内閣府技官　小田　広昭
国土交通省に出向させる（七月二日）
（大臣官房政策評価審議官）内閣府事務官　山崎日出男
大臣官房審議官の併任を解除する
辞職を承認する（七月六日）

法務省

（東京地方裁判所判事）判事　萩原　秀紀
検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する
（東京区検察庁副検事）副検事　永榮　隆
千葉区検察庁副検事に配置換する
（同）同　古賀　拓夫
静岡区検察庁副検事に配置換する
（同）同　佐々木崇之
沼津区検察庁副検事に配置換する
（同）同　田澤　尚也
甲府区検察庁副検事に配置換する
（同）同　新井　礼文
長野区検察庁副検事に配置換する
（同）同　橋本　命
（同）同　藤本　祥司
大阪区検察庁副検事に配置換する（各通）
（同）同　矢野　亮
堺区検察庁副検事に配置換する
（同）同　金子　憲二
京都区検察庁副検事に配置換する
（同）同　笠原　正義
（同）同　川上　賢一
（同）同　西村　徹
神戸区検察庁副検事に配置換する（各通）
（同）同　白石　誠一
奈良区検察庁副検事に配置換する
（同）同　髙橋　誠
（同）同　馬繰　利郎
（同）同　森永　聖也
名古屋区検察庁副検事に配置換する（各通）
林　孝誠
津区検察庁副検事に配置換する
（同）同　石川　公昌
岐阜区検察庁副検事に配置換する
（同）同　永井　雅裕
富山区検察庁副検事に配置換する
（同）同　宮原　森久
広島区検察庁副検事に配置換する
（米子区検察庁副検事）同　住田　逸穂
鳥取区検察庁副検事に配置換する
（東京区検察庁副検事）同　平綱　浩貴
米子区検察庁副検事に配置換する
（同）同　足立　誠
福岡区検察庁副検事に配置換する
（同）同　佐藤　嘉高
長崎区検察庁副検事に配置換する
（同）同　福元　寛
鹿児島区検察庁副検事に配置換する
（同）同　土屋　敬三
福島区検察庁副検事に配置換する
（同）同　朝長　務
いわき区検察庁副検事に配置換する
（同）同　成田　経則
札幌区検察庁副検事に配置換する
（同）同　米倉　紀子
高松区検察庁副検事に配置換する
（同）同　畑中　伸仁
高知区検察庁副検事に配置換する（以上七月六日）

最高裁判所

判事　野山　宏
東京高等裁判所判事に補する
判事補兼簡易裁判所判事　三浦　康子
徳島家庭裁判所判事補に補する
兼ねて徳島地方裁判所判事補に補する
徳島簡易裁判所判事に補する（以上七月六日）

官庁報告

官庁事項

石巻地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の3第5項に基づき、次のとおり石巻地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。
平成21年7月9日
農林水産大臣　石破　茂
（「次のとおり」は省略し、石巻地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課並びに宮城県庁及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

登録小型船舶教習所の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。
平成二十一年七月九日
近畿運輸局長　各務　正人

(一) 登録年月日　平成二十一年五月二十二日
(二) 登録番号　近小教第二号
(三) 登録小型船舶教習実施機関の名称　株式会社大阪府モーターボート連盟
(四) 住所　大阪府大阪市都島区片町一丁目五番十三号　大手前センチュリービル
(五) 代表者の氏名　谷崎　幸恵
(六) 登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地並びに登録小型船舶教習所の種類

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地	登録小型船舶教習所の種類
株式会社大阪府モーターボート連盟 登録小型船舶教習所 大阪府大阪市都島区片町一丁目五番十三号大手前センチュリービル	一級小型船舶操縦士第一種教習所 二級小型船舶操縦士第一種教習所 二級小型船舶操縦士（第一号限定）第一種教習所 特殊小型船舶操縦士第一種教習所